

平成27年10月から、国民の皆さまで一人一人にマイナンバー（個人番号）が、通知されます。

マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号です。市では法律の定めに従い、**平成27年10月からのマイナンバーの通知と平成28年1月からの行政手続での利用開始**に向けた準備を進めています。



マイナンバーの概要とスケジュール

1) マイナンバー（個人番号）とは

平成27年10月から、日本国内の市区町村に**住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号**です。マイナンバーは一生使うもので、**原則として不変**ですが、「番号が漏えいするなどし、不正に使われるおそれがある場合」には変更できることとなっています。なお、「マイナンバー」は通称で、法律上の正式名称は「個人番号」といいます。

2) 経過

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方にマイナンバー（個人番号）を付番する「社会保障・税番号制度」を創設することが決まりました。

3) 今後のスケジュール

① 平成27年10月 マイナンバーの通知（「通知カード」の発行）

市から12桁のマイナンバー（個人番号）を通知するカードを送付します。
 ※「通知カード」は公的な本人確認書類ではありません。
 ※「個人番号カード」の交付のための申請書が同封される予定です。

② 平成28年1月 行政手続での個人番号利用開始、「個人番号カード」の交付開始

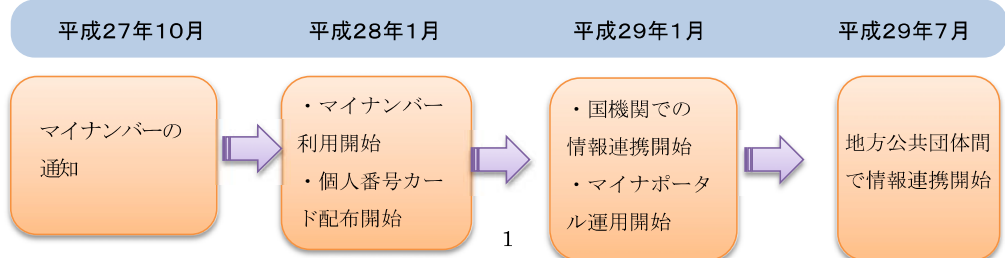
社会保障・税・災害対策分野の行政手続で個人番号の利用を開始します。交付を申請された方（希望者）には、個人番号カード（顔写真付のICカード）が交付され、本人確認のための公的な本人確認書類として利用できます。
 ※個人番号カードの申請方法などは、今後の「市報むさしの」や市ホームページなどでお知らせします。

③ 平成29年1月 「マイナポータル」が稼働開始予定

マイナンバーを含む個人情報が他の機関に提供された記録をインターネットで確認できる「マイナポータル」が稼働する予定です。

④ 平成29年1月～ 国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報連携が開始されます。

平成29年7月～ 地方公共団体と他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報連携が開始されます。他機関との情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することが義務付けられます。



マイナンバー導入のメリット

1) 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。また、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防ぐことができます。

2) 行政手続の利便性の向上

添付書類の省略等、行政手続が簡素化され、申請者の負担が軽減されます。

3) 行政の効率化

国や自治体等で情報の照合・転記・入力等にかかる時間や労力が減り、複数の業務間での連携が進むことから、作業効率が向上します。こうした合理化により削減できる費用や人的資源を他の住民サービス向上に振り向けることができます。



マイナンバー導入のメリットのイメージ図



マイナンバーを安全に利用するための取り組み

個人情報漏洩等の想定されるあらゆるリスクに対して、制度上とシステム上で幾重にもなる対策を取っています。

リスク・懸念	主な対策
個人情報の漏洩	制度 特定個人情報の収集・保管等の禁止（マイナンバー法によるものを除く） 特定個人情報保護委員会による監視・監督 特定個人情報保護評価 罰則の強化
個人番号の不正利用	システム マイナポータルによる情報提供記録等の確認 個人情報を一元管理ではなく分散管理 個人番号を直接用いない「符号」を用いた情報連携 アクセス制御による制限・管理 通信の暗号化
国家による一元管理	

1) マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野のうち、法律又は各地方公共団体の条例で定められた行政手続のみ使用します。

また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーそのもの及びマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）、またはこれらの情報を電子化した特定個人情報ファイルを正当な理由なく提供することは、処罰の対象となります。

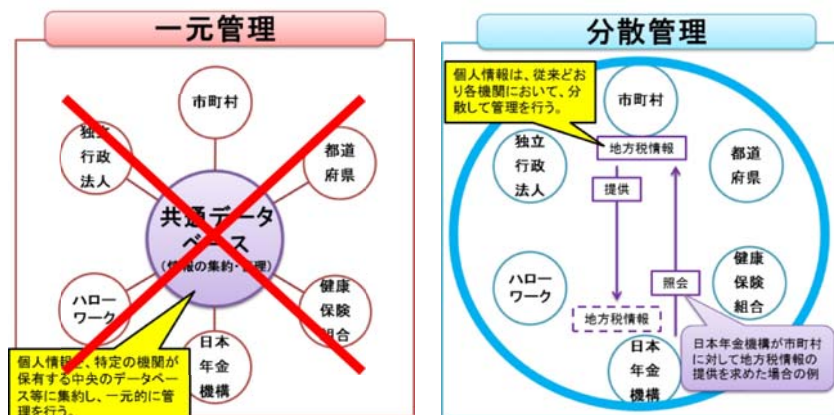
個人番号の利用分野		
社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用

マイナンバー制度概要

災害対策分野	被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用
--------	---

2) 情報システムの安全を確保します。

マイナンバーが含まれる個人情報の一元管理は行わず、国や自治体などは行政手続に必要な場合のみネットワークを通じて情報照会・情報提供を行います。また、他の自治体の保有する情報を照会するときは、個人番号を直接用いず、「符号」という別の番号を使って情報連携を行うなど、安全に配慮した方法で実施します。さらに、特定個人情報（または特定個人情報ファイル）を扱う職員を限定してアクセスを制限し、情報照会・提供時には専用回線を使用しデータ暗号化するなど、不正利用や情報漏えいへの対策に万全を期します。



一元管理と分散管理のイメージ図

3) 特定個人情報保護評価を実施します。

マイナンバーを含んだ個人情報を特定個人情報といい、特定個人情報を検索できる形で集めたものを特定個人情報ファイルといいます。

その特定個人情報ファイルを取扱う自治体等の機関は、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な対策を講ずるため、特定個人情報保護評価の実施と結果を記載した評価書を作成するよう、法律に定められています。

評価には基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価があり、特定個人情報の件数や取扱者数等により、実施する評価と作成する評価書が変わります。

当市では法律に定められたとおり評価を実施しますが、本制度対応において個人情報保護を最優先するという方針に基づき、住民基本台帳事務についての重点項目評価においては、法律上の義務付けの無い第三者点検とパブリックコメントについて自主的に実施しました。(第三者点検は情報セキュリティ監査の資格を持つ民間事業者によりマイナンバー法に規定する第三者点検に準じた方法にて行いました)。

その他すべてのマイナンバー利用事務について、住民基本台帳事務に準じた内容でこの評価を実施します。作成した評価書については、国の特定個人情報保護委員会に提出した上、その内容を公表します。

マイナンバー制度概要



通知カードと個人番号カードについて

1) 通知カード

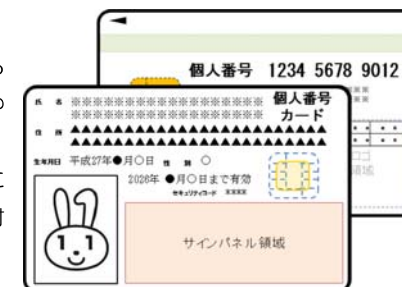
平成27年10月以降、**マイナンバー(個人番号)**を国民に通知するため、市から住民票の住所に送付します。紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、**マイナンバー**は記載されますが、顔写真の記載はありません。通知カードだけでは個人を特定できないため、本人確認の際には併せて免許証等の提示が必要になります。

2) 個人番号カード

住民基本台帳カードと同様にICチップのついたカードです。表面には、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）と顔写真、裏面にはマイナンバー（個人番号）が記載されます。平成28年1月以降に発行希望者に交付を行います。交付の際には、通知カードと本人確認ができる免許証等が必要になります。

ICチップには個人番号等のカードの券面に記載されている情報と、公的個人認証用の電子証明書等が格納されており、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

カードの有効期限は20歳以上で10年、20歳未満は5年になり、券面の記載内容に変更があった時は14日以内に市区町村に届け出て、変更する必要があります。



個人番号カードのイメージ図

マイナンバーについて、より詳しく知りたい方へ

～ 国では、マイナンバーに関する最新情報を下記の方法で提供しています。～

マイナンバー・ポータルサイト（ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー公式ツイッター

https://twitter.com/MyNumber_PR

内閣府によるマイナンバーコールセンター（有料）

☎0570-20-0178

※外国語（英語）対応

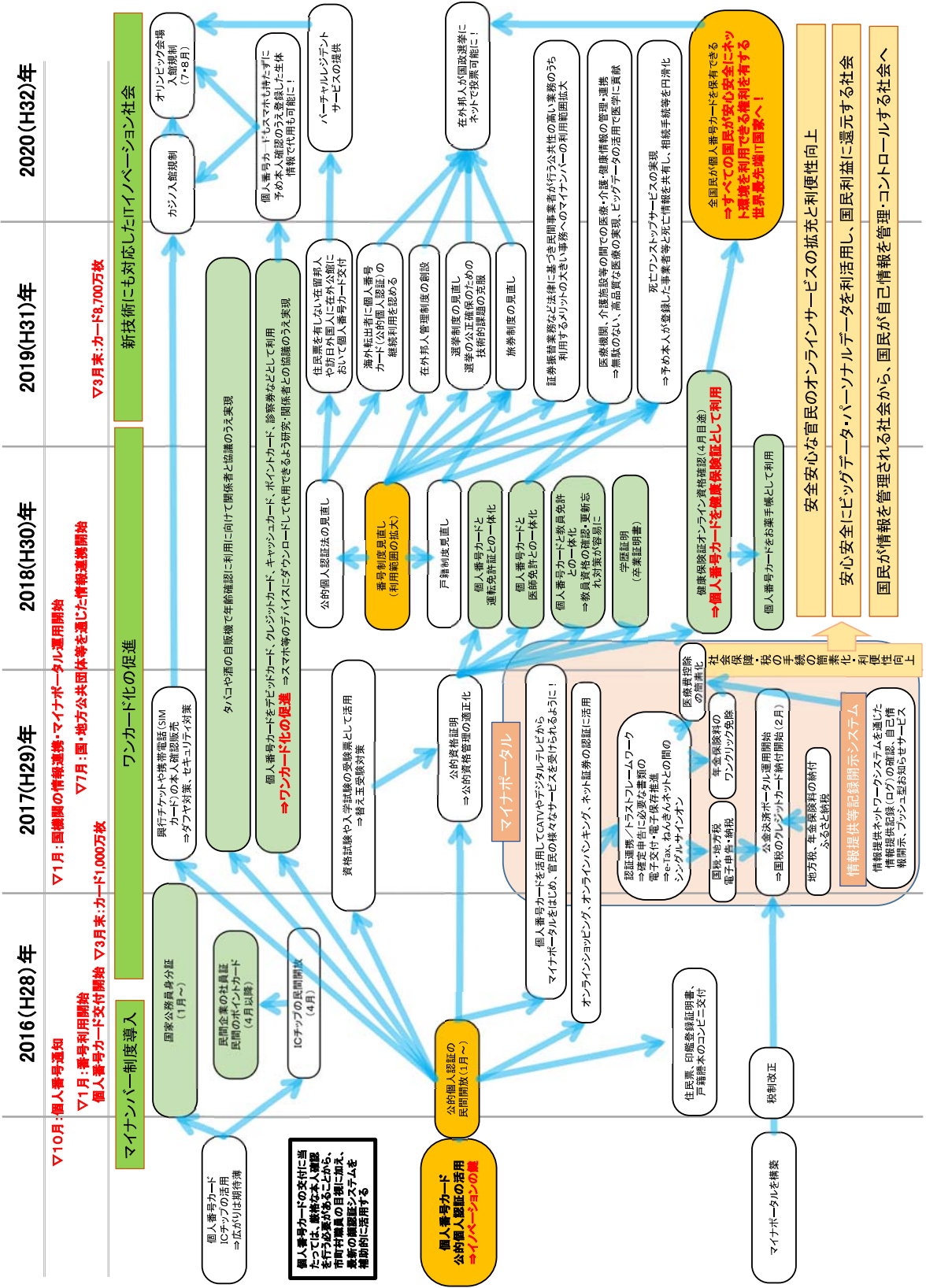
☎0570-20-0291

午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

マイナンバー



マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)



マイナンバー制度概要 マイナンバー用語解説

個人番号(マイナンバー)

住民票コードを基礎とした数字のみ12桁の番号。住所地の市区町村長から住民票を有する国民一人ひとりに割り当てられます。外国籍でも住民票のある方にはマイナンバーが指定されます。原則として、生涯同じ番号を使い続け、自由に変更をすることはできません。重要な個人情報なので、法律や条例で定める場面以外に利用することはできません。平成27年10月以降に市区町村から送付される**通知カード**で通知されます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。



法人番号

国の機関、地方公共団体、設立登記法人等に付与される数字のみ13桁の番号。平成27年10月以降に国税庁から通知され、平成28年1月以降に開始する事業年度の申告から記載の必要があります。**マイナンバー**と異なり、利用範囲の制約がありません。

特定個人情報

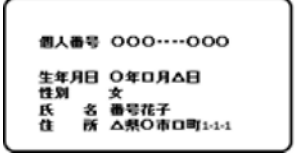
個人番号をその内容に含む個人情報のこと。なお、特定個人情報を検索できる形で集めたものを特定個人情報ファイルといいます。

マイナポータル

自己の**個人番号**にかかる個人情報について、アクセス記録が確認できるサイトのこと。個人情報の漏洩や個人番号の不正利用を防止、監視するための仕組みです。自宅のPC等から確認できるものとして、平成29年1月からの利用予定で整備します。なりすましによる**特定個人情報**の詐取を防止するための情報セキュリティに配慮した厳格な本人認証を用いたログイン方法を採用する予定です。利用方法については、電子申請や行政機関などからのプッシュ型のお知らせなども検討していますが、アクセス記録の確認以外の利用は未定です。

通知カード

平成27年10月以降、**マイナンバー(個人番号)**を国民に通知するため、市から住民票の住所に送付します。紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、**マイナンバー**は記載されますが、顔写真の記載はありません。通知カードだけでは個人を特定できないため、本人確認の際には併せて免許証等の提示が必要になります。



個人番号カード

住民基本台帳カードと同様にICチップのついたカードです。表面には、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)と顔写真、裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載されます。平成28年1月以降に発行希望者に交付を行います。交付の際には、通知カードと本人確認ができる免許証等が必要になります。ICチップには**個人番号**等のカードの券面に記載されている情報と、公的個人認証用の電子証明書等が格納されており、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されません。カードの有効期限は20歳以上で10年、20歳未満は5年になり、券面の記載内容に変更があった時は14日以内に市区町村に届け出て、変更する必要があります。

基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)



相続税の基礎控除引き下げと相続対策の一環としての生前贈与

相続税の基礎控除が引き下げられる



贈与税

1. 暦年贈与

- 個人から財産の贈与を受けた場合には、贈与を受けた人に対して贈与税がかかります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額から、**基礎控除額110万円**を控除した残額に一定の税率を掛けて、贈与税額を計算します（下記速算表参照）。これを**暦年課税制度**といいます。
- 贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告しなければなりません。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

* 複数の人から贈与を受けた場合には、それらを合計した額で計算します。

<贈与税の速算表>

右記以外の贈与 (一般税率)			20歳以上で直系尊属 (親・祖父母等) からの贈与 (特例税率)		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円			
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円以下	50%	415万円
			4,500万円超	55%	640万円

2. 相続時精算課税制度

「**相続時精算課税制度**」は、財産の贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は (1) の要件を満たした場合に贈与をする親や祖父母ごとに選択できます。

(1) 要件

- 贈与する人は60歳以上の親や祖父母
- 贈与を受ける人は20歳以上の子や孫

(2) 贈与税の計算

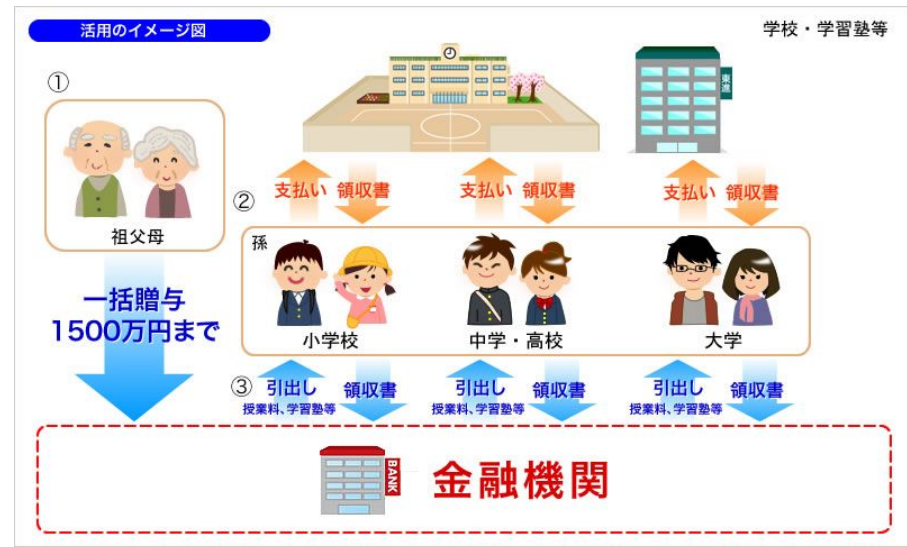
$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額}(\ast) = \text{課税価格} \xrightarrow{20\%} \text{贈与税額}$$

(*) 2,500万円 - 前年までに使用した特別控除額



■ 教育資金の一括贈与

贈与者から 30 歳未満の受贈者へ授業料等の教育資金の一括贈与が行われた場合、金融機関との一定の契約や手続きを行うことで、原則として上限 1,500 万円の贈与額に対する贈与税が非課税となる制度です。



- 祖父母 (贈与者) は、金融機関に子・孫 (受贈者) 名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに 1,500 万円を非課税とする。
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が 30 歳に達する日に口座等は終了。(その際に使い残しがあれば贈与税を課税)
- 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 3 年間の措置。
- 学校以外の者に支払われるものについては、500 万円を限度とする。
- 贈与者の死亡前 3 年以内に教育資金の一括贈与が行われた場合であっても、その贈与された金銭等の価額は相続税の課税価格に加算されない (3 年内贈与加算の適用除外)。

■ 結婚・子育て資金の非課税贈与

祖父母や両親が 20 歳以上 50 歳未満の子・孫 (受贈者) 名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して入金。この資金を 1000 万円まで非課税にするといったものです (ただし、結婚資金の上限は 300 万円)。実際、両親や祖父母が入金した後は、利用する子または孫は、必要に応じて、領収書をその金融機関に提出すると、かかった資金分だけが振り込まれるというもの。用途が決められているので、他のことには使えないので、無駄遣いをするといった心配もありません。



- ◎ 対象となる費用: 挙式費用、新居の住宅費、引っ越し代、不妊治療費、出産や産後ケアの費用、子供の医療費や保育費
- ◎ 契約終了となる場合:
 - ① もらう人が 50 歳になった。
 - ② もらう人が死亡した。
 - ③ 残高がゼロになり終了の合意があった。
- ※ 終了時残金があった場合は、その金額に応じて、贈与税が加算されます。
- ※ 途中で贈る人が無くなったら、亡くなった時の残金を贈る人の相続財産に加算する。

■ 住宅取得資金贈与非課税制度

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けると、そのうち一定金額まで贈与税が非課税となる特例があります。

契約年	消費税率 10%が適用される場合		左記以外 (※1)	
	質の高い住宅 (※2)	左記以外の住宅	質の高い住宅 (※2)	左記以外の住宅
平成 27 年	—	—	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 ～28 年 9 月	—	—	1,200 万円	700 万円
平成 28 年 10 月 ～29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月 ～30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月 ～31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

(※1) 消費税率 8%の適用を受けて住宅を取得した場合のほか、個人間売買により中古住宅を取得し、消費税が非課税になる場合

(※2) 省エネルギー性の高い住宅（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4）、耐震性の高い住宅（耐震等級 2 以上又は免震建築物）、バリアフリー性の高い住宅（高齢者等配慮対策等級 3 以上）のいずれかの性能をみたす住宅

■ 居住用不動産の贈与の配偶者控除

配偶者控除の適用要件

- ① 婚姻期間が 20 年以上であること
- ② 今までに配偶者控除を受けていないこと(同一夫婦間で1度だけ)
- ③ 贈与財産は、居住用不動産又は、居住用不動産の取得資金のいずれかであること
- ④ 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに贈与された(又は取得した)居住用不動産を居住の用に供し、その後も引き続き居住する見込であること
- ⑤ 贈与税の申告をすること

配偶者への居住用不動産の贈与

